

桑名市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月16日

桑名市長 伊藤 徳 宇

桑名市規則第9号

桑名市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

桑名市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和2年桑名市規則第14号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項中「（第7号に掲げる場合にあつては、フルタイム会計年度任用職員に限る。）」を削り、同項第9号中「又は疾病」を「若しくは疾病又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。）による負傷若しくは疾病」に改め、同項第10号中「次項第4号及び第5号」を「次項第1号及び第2号」に改め、同項に次の4号を加える。

(17) 生後1年に達しない子を育てる会計年度任用職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合 1日2回それぞれ30分以内の期間（男性の会計年度任用職員にあつては、その子の当該会計年度任用職員以外の親（当該子について民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であつて当該子を現に監護するもの又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により当該子を委託されている同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である者若しくは同条第1号に規定する養育里親である者（同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親として委託することができない者に限る。）を含む。）が当該会計年度任用職員がこの号の休暇を使用しようとする日におけるこの号の休暇（これに相当する休暇を含む。）を承認され、又は労働基準法（昭和22年法律第49号）第67条の規定により同日における育児時間を請求した場合は、1日2回それぞれ30分から当該承認又は請求に係る各回ごとの期間を差し引いた期間を超えない期間）

(18) 中学校又は義務教育学校の後期課程就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。以下この号において同じ。）を養育する会計年度任用職員（1週間の勤務日が3日以上とされている者又は週以外の期間によって勤務日が定められている者で1年間の勤務日が121日以上であるものに限る。）が、その子の看護等（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話、疾病の予防を図るために必要なものとして市長が定めるその子の世話若しくは学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第20条の規定による学校の休業その他これに準ずるものとして市長が定める事由に伴うその子の世話を行うこと又はその子の教育若しくは保育に係る行事のうち市長が定めるものへの参加をすることをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年度において5日（その養育する中学校又は義務教育学校の後期課程就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあつては、10日）（勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない会計年度任用職員にあつては、その者の勤務時間を考慮し、市長が定める時間）の範囲内の期間

(19) 中学校又は義務教育学校の後期課程就学の始期に達するまでの孫を養育（同居せず監護していない孫をやむを得ない事由により一時的に養育する場合を含む。）する会計年度任用職員（1週間の勤務日が3日以上とされている者又は週以外の期間によって勤務日が定められている者で1年間の勤務日が121日以上であるものに限る。）が、その孫の看護等（前号に準じて行うその孫の世話等をいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年度において5日（勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない会計年度任用職員にあつては、同号の市長が定める時間）の範囲内の期間

(20) 要介護者（条例第15条第1項に規定する要介護者をいう。以下この号において同じ。）の介護その他の市長が定める世話を行う会計年度任用職員（1週間の勤務日が3日以上とされている者又は週以外の期間によって勤務日が定められている者で1年間の勤務日が121日以上であるものに限る。）が、当該世話を行うため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年度において5日（要介護者が2人以上の場合にあつては、10日）（勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない会計年度任用職員にあつては、その者の勤務時間を考慮し、市長が定める時間）の範囲内の期間

第13条第2項中「（第6号に掲げる場合にあつては、パートタイム会計年度任用職員に限る。）」を

削り、同項中第1号から第3号までを削り、第4号を第1号とし、第5号を第2号とし、第6号を削る。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。